

第5回日野市子どもの貧困対策協議会 議事録

開催日時	場所
平成29年1月25日(水) 10:00～11:30	本庁6階 全員協議会室
委員	
<p>【子どもの貧困対策協議会】(出席委員)</p> <p>会長 首都大学東京 都市教養学部 教授 阿部委員 副会長 明星大学 人文学部 教授 福田委員 市民委員 中間委員 社会福祉法人 創隣会 本村委員 子どもたちの居場所・学びあいの場 ほっとも☀ スタッフ 今井委員 子どもたちの居場所・学びあいの場 ほっとも☀ スタッフ 古谷委員 民生児童委員 小黒委員 市立日野第五小学校 校長 小林委員 企画部長 大島委員 市民部長 古川委員 子ども部長 小塩委員 教育部長 岡野委員 教育部教育指導担当参事 記野委員 健康福祉部長 赤久保委員</p> <p>(欠席委員)</p> <p>市民委員 木村委員 市立大坂上中学校 校長 高橋委員</p> <p>【庁内連絡会】(出席委員)</p> <p>市民部 納税課長 星野委員 まちづくり部 都市計画課長 岡田委員 産業スポーツ部 産業振興課長 北島委員 健康福祉部 生活福祉課長 籾野委員 健康福祉部 健康課長 山崎委員 子ども部 子育て課長 中田委員 子ども部 保育課長 高橋委員 子ども部 子ども家庭支援センター長 堀辺委員 教育部 庶務課長 兼子委員 教育部 学校課長 加藤委員 教育部 教育支援課長 横井委員</p>	

教育部 生涯学習課長 木村委員

(欠席委員)

企画部 企画経営課長 仁賀田委員

企画部 男女平等課長 田中委員

教育部 統括指導主事 重山委員

事務局

日野市 健康福祉部 セーフティネットコールセンター

センター長 青木

セーフティネット係長 中川

自立支援係長 大野

委託事業者

株式会社ぎょうせい 研究員 若松、増川

1. 次第内容

1. 「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」素案について
2. 意見交換
3. その他

2. 配布資料

- ① 資料 1 : 日野市子どもの貧困対策に関する基本方針【素案】
- ② 資料 2 : 日野市子どもの貧困対策に関する基本方針 拡充・新規事業
- ③ 資料 3 : 日野市子どもの貧困対策に関する基本方針 継続事業

3. 協議内容

【会議要旨】

協議会：阿部会長

次第に沿って協議を進めていく。本日は傍聴を希望している方がいる。傍聴を許可したいがよいか。異議なしと見なし、傍聴を許可する。まず、次第1「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」の素案について事務局から説明を行う。

事務局：青木

次第1「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」の素案について、前回第4回協議会以降に変更のある箇所について説明を行う。

資料 1、目次で基本方針の第 1 章から第 5 章、資料編の構成については前回の協議会で承認を頂いている。前回の協議会后に募った意見の中で第 4 章をより前に動かした方がよいのではないかという意見を頂いたが、ベースとなる基本方針はこの章立てで行うこととする。基本方針の策定後に様々な場で発信を行う際には、章立てを変更するなどアプローチの方法を工夫できるようにしていきたい。木村委員から、第 2 章「子どもを取り巻く現状分析」の表題を「日野市の子どもを取り巻く現状分析」のように、「日野市」という文言を加えた方がよいのではないかという意見を頂いたので議論をお願いしたい。

■第 1 章

3P：基本方針の位置づけとして他の法律や庁内の施策との関係性を示したのが図 1 である。前回の協議会で意見のあった生活困窮者自立支援法の位置づけを図に反映している。

8P：阿部会長により日野市の貧困率を算出して頂いた。日野市と国の相対的貧困率を比較する形で掲載している。国の貧困率と比較して日野市の数値が低いのは、算出に用いた日野市の所得データが東京都より 3 年ほど新しいため、景気の回復や日野市の子どもがいる世帯の収入が全国平均よりも高いことが要因として考えられる。

■第 2 章

第 2 章では日野市の現状として教育環境・学習意欲・生活環境・生活習慣・経済的支援・子育ての親の状況を分野ごとに分けて示している。子どもの教育環境・学習意欲は十分か読み手に投げかける形式はどうかという意見を頂いたが、ベースとなる基本方針では現在の形式で記載を行い、今後の発信の際に工夫していきたい。

9P：子どもの教育環境・学習意欲について、日野市の全国学力・学習状況調査結果を示している。図 4 は前回の協議会で示しているが、図 5～12 にかけて学年と科目毎に上位層と下位層の分布を学校課の資料を元に新しく示している。

11P：子どもの学校授業の理解度について、生活実態調査結果を元に示している。前回の協議会では具体的な数字を示すことができなかったが、今回は数字を示すことができた。図 13 では学校授業の理解度を、図 14 では授業が分からない割合を示している。

12P：生活実態調査結果を元に、図 15・17 では学習スペースと勉強機の保有状況を、図 16・18 では学習スペースや勉強機がない割合を保有要望別に示している。

15P：スクールソーシャルワーカーの派遣学校数と相談件数を示している。木村委員よ

りスクールソーシャルワーカーがどういった形で貧困問題に関与しているのかをより言及した方がよいのではないかと意見を頂いている。

17-18P: 体験活動と授業以外での活動経験の有無について生活実態調査結果を元に示している。17P では水泳教室の参加有無を、18P では保護者の体験活動を通して子どもとの関係性を示している。木村委員より様々な体験活動がどのように貧困対策に繋がるのか、コメントを加えるとよいのではないかと意見を頂いている。

19P: 学校のクラブ活動の参加状況について生活実態調査結果を元に示している。小学生は「ひのっち」の参加状況を元に示している。

20P: ここからは子どもの生活環境と生活習慣予防について示している。前回の協議会では1歳と3歳の子どもの虫歯のある割合を示してきたが、今回は1つのグラフに統合した。前回の協議会で意見を頂いた、虫歯があると検診で指摘を受けた後の受診状況、子どもの肥満傾向を学校課と健康課の資料を元に反映させている。木村委員より貧困と肥満の関係性をより明確にした方がよいのではないかと意見を頂いている。

22-24P: 平日や放課後、休日の自由な時間をどんな場所で過ごしているか、平日は誰と過ごしているかについて生活実態調査結果を元に示している。どの年齢でも家庭での居場所が確立されているとコメントをまとめているが、ゲームセンターで過ごす割合も一定数あるため、確立されているとまとめるのはどうなのかと木村委員より意見を頂いている。

25-27P: 子どもの食事に関して生活実態調査結果を元に示している。25P は平日の朝食について、26-27P では夕食を誰と食べるか、どのような夕食を摂るのかについて示している。

30-32P: 子どもの経済的支援に関連する項目を示している。30P では過去1年間に経済的な理由で食料・衣類が買えなかった経験の有無について、31-32P では子どもにお小遣いを与えているか、新しい服を与えているかなど、子どもに与えているものについて生活実態調査結果を元に示している。

33P: 子育てにおける親の状況を示している。①待機児童数の推移について今回からグラフを示している。

[資料訂正]

図 50、資料提供元を日野市子ども家庭支援センターから日野市保育課に訂正。

36-39P：支援の連携体制について示している。36Pでは保護者が子どもに関する施策情報をどの経緯で入手しているか示しており、学校からのお便りが最も高い傾向にあることが分かる。37P-38P前半では保護者がどういった支援サービスを利用しているかについて、38P後半では相談窓口の利用状況について示している。相談窓口の利用率は学校の先生、スクールカウンセラーなど人に対して相談する傾向が非常に高い。39Pでは相談窓口を利用したことがない人の内、なぜ利用しないのか理由についてグラフで示している。

第2章で前回の協議会以降、追加のあるものは以上となる。

■第4章

44P：第4章の基本的な考え方及び対策は基本方針の中心となる項目である。前回の協議会で基本的方向性毎に指標を設定するのではなく、全体で4~5つの指標を設定することが決まっている。今回は5つ指標を設定した。

(指標1) 子どもの相対的貧困率。生活指標というよりも貧困の動向を見ていく指標として設定した。

(指標2) 学力テストの結果。学力テストの結果で何が分かるのかという意見も頂いているため、どのような部分を使用すると良いのか意見がほしい。

(指標3) 朝食の摂取率。議員連盟から意見を頂いたため、指標として設定している。

(指標4) 経済的な理由で学習塾に通わせられない割合。経済面を理由にやりたいことができないことの括りとして設定している。

(指標5) ひとり親の正規雇用就業率。所得を自身の力で上げることも重要であると考え、5点目として定めている。

それぞれの指標の基準値・目標値は現在調整中である。

指標の説明は以上とする。

51P：施策に基づく拡充事業・新規事業の項目は現在空欄になっているが、5つの方向性に基づいた具体的な施策を位置づけている。前回の協議会で施策項目と事業内容を紐づけることが決まっており、資料2・3ではどこが担当課となり、なにを行うかを一覧にしている。資料2では、既存の事業の拡充と新規事業をまとめている。資料3では拡充などは行わない従来通りの継続事業をまとめている。前回の協議会では施策項目毎に事業の概要を示していたが、事業の担当を具体的に示した方がよいという意見を反映し、仮の担当課を記載している。資料2の内容

は 51P 施策に基づく拡充事業・新規事業の項目として盛り込み、資料 3 の内容は、資料編の中に盛り込む予定である。

ここでこれまでの経緯を振り返りたい。昨年 7 月に日野市子どもの貧困対策協議会を立ち上げて、秋頃までは各課の既存事業を分野別、性質別に整理してきた。その中で貧困の対処療法と予防対策に繋がる事業について数回に分けて協議会で意見交換を行ってきた。事務局でも各課へヒアリングを実施し、行政だけでなく NPO 法人や民間団体が関わる事業も現場でヒアリングを実施してきた。既存事業の整理の時期を経て、子どもの貧困対策議員連盟からも市長に貧困に関する政策提言があり、また基本方針の期間は平成 29 年からの 5 年間で定めているが、平成 29 年度の予算編成も進んでいる。様々なことが並行している中で、昨年末には事務局で事業を整理したものを各課へ意見照会として提出しており、文言の修正等を踏まえて整理し直したものが今回の資料 2・3 である。内容は現在調整中であり、また同時に国や東京都の新規事業や既存事業の拡充も行われ、項目によっては課と密接に関わるものもある。そのため、内容については今後も変更が生じる可能性があることを了承頂きたい。続いて資料 2 の説明を行う。事業数は全部で 75 個あるため、施策項目毎に抜粋した事業を紹介していく。

2P：基本的方向性 1「子どもの学習機会の提供と個々の学力向上に取り組みます」

(施策項目 1) 子どもたちの心を支える環境の充実。

主な事業として、学校へのスクールソーシャルワーカーの配置による福祉との連携。これは既存事業の拡充として委員から多くの意見を頂いており、また議員連盟から提言されている政策と大きく重なる内容である。

(施策項目 2) 生活環境に配慮した学習支援。

- 1 点目、中学校におけるリソースルームの設置。これはリソースルームの捉え方にもよるが是非意見を頂きたい。
- 2 点目、生活困窮家庭の子どもに対する学習支援の拡大。生活困窮者自立支援法の中で現在行っている「ほっとも★」を全中学校区へ設置していきたい。
- 3 点目、地域の方の協力による放課後の学習支援の拡大。これは大学生や教員 OB に協力を頂き、小中学校で段階的に行うよう設定している。
- 4 点目、家庭訪問の実施検討。議員連盟の政策提言にも含まれているが、既に実施している学校や、学校毎の状況もあるので、実施ではなく検討から行いたい。
- 5 点目、教員の負担軽減の拡充。教員の労働時間の問題も大きくなっているため、教員の負担を軽減できるようにしていきたい。

3P：(施策項目 3) 子どもの生活環境に配慮した学習の提供。阿部会長から提供頂いた生活実態調査の自由意見の中で、学習スペースを求める意見が非常に多い傾向

にある。

1 点目、空き家等を活用した無料の自習スペースの提供。

2 点目、図書館、交流センターなど公共施設への学習スペースの設置検討。これは図書館や交流センターに限ったものではないため、担当課の欄にはその他関係課と記載している。

(施策項目 4) 社会体験や文化に触れる学習の提供。

1 点目、地域の文化や催し等の参加機会の拡大。

2 点目、様々な体験を聞く場の提供。多くの人の話を聞くことが自己肯定や生きる力を養うことに繋がるため、設定している。担当課の欄は現在実施している課を記載しているが、おそらく記載している課以外でも実施されていると思われる。

(施策項目 5) 学習意欲を経済的な面から支援。

主な事業として、奨学金制度の拡充検討。所得制限の緩和や支給額の増額など、東京都や国でも様々な施策が並行しているため、踏まえて検討していきたい。

4P：基本的方向性 2「安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図ります」

(施策項目 1) 食習慣の改善、食事提供等支援。

1 点目、食習慣の改善等に取り組む団体等へ運営等支援。子ども食堂やフードバンクなどの支援を定めている。

2 点目、朝食を欠食した児童・生徒に対し学校で軽食の無料提供検討。フードドライブの活用やスーパー・コンビニとの協力なども含めて検討していきたい。

(施策項目 2) 健診結果等による気づきと情報共有による支援。

主な事業として新生児、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診結果の情報共有。個人情報に配慮しながら連携の仕組みを強化していきたい。

(施策項目 3) 生活習慣等の定期的な把握。

主な事業として生活実態調査の定期的な実施。当初は日野市でも生活実態調査を行う予定だったが、今回は東京都で保護者を含めた調査を行って頂いた。今後は日野市でも同様の調査を定期的の実施し、定点観測を行う予定である。実施頻度や調査対象を同じ年代で観測していくのか、もしくは今回の調査対象を継続的に観測していくのか、方法も含めて検討していきたい。また昨年 10 月に実施した民間団体へのヒアリングも継続的に行っていきたい。

5P：(施策項目 4) 子どもと親が安心できる居場所環境の充実。

1 点目、休業期間中の「ひのっち」の拡大検討。「なつひの」の全校実施、夏季休業以外の実施検討を定めている。学校により様々な状況があると思うので意見

があれば頂きたい。

2点目、児童館での高校生向け事業内容の検討。生活実態調査で児童館が高校生の居場所になっているという意見があったため、これまで行っていなかった高校生向けの事業の検討を定めている。

3点目、子どもの居場所としての公園整備。公園は貧困対策のためのものではないが、生活実態調査の結果で公園が放課後に過ごす場所として高い傾向にある。遊具の充実や街灯の増加など、緑と清流課と連携をしていきたい。

(施策項目 5) 若者等の生活に寄り添った就労支援等の実施。

主な事業として雇用、就労の総合的支援を行う部門の実施検討。これまで市の中では就労支援を様々な課が行っていたため、雇用と就労に関する専門の部門の設置を検討したい。部門が設置できるのであれば、ひとり親世帯や生活困窮者向けの就労支援、専業主婦が以前のキャリアを生かした雇用の創出など企画経営課と連携をしていきたい。

6P：基本的方向性 3「子どもに係る経済的負担の軽減を図ります」

(施策項目 1) 公的制度による適正な支援。

主な事業として、部活動に係る個人負担費用助成制度の検討。生活実態調査で部活動の道具購入費用や練習試合の交通費などの助成制度の要望があったため、助成制度ができるか検討をしていきたい。

(施策項目 2) 子どもに係る医療費の支援。

主な事業として、子どもの医療費助成制度の見直し検討。現在 200 円発生している自己負担額や所得制限の見直しを検討していきたい。

(施策項目 3) 公的制度、サービスの利用料等の減免拡充。

主な事業として、駐輪場使用料の学生無料化検討。マイナンバーを活用した年齢確認を行い指定管理者に配慮していきたい。駐輪場は生活実態調査で多くの要望があったため、町づくり部と調整を行っている。

7P：(施策項目 4) 家庭の自立に向けた支援の充実。

1点目、家計収支管理等に関する相談支援の充実。生活困窮者自立支援法の仕組みの中で今年度から行っている。貧困に陥る原因として、家計管理ができないことが要因の 1 つでもあるため、世帯の家計をしっかりと管理できるようにすることを目的としている。

2点目、弁護士等と連携した養育費未払い及び離婚調停等の支援強化。離婚後に養育費が正しく支払われずに貧困に陥るケースもある。仮の担当として市民相談を担当課に据えている。

8P：基本的方向性 4「子育て家庭の悩みへの支援強化と生活の質の向上に取り組みます」

(施策項目 1) 子育てに関する親の精神的な不安を解消。

1 点目、乳児家庭全戸訪問、産前産後ケア、育児支援家庭訪問の充実。困窮者の早期発見と支援強化の仕組み構築を目的としている。

2 点目、基本的な生活習慣や社会的ルールを学べる講座等の実施と充実。社会的スキルが不十分なまま、保護者となっている親も多い。議員連盟の政策提言にも関連するが、保護者の社会的能力向上を目指した講座の充実を目的としている。

3 点目、乳幼児期における親の子育て力向上支援講座の充実。小さい子どもを育てている親の不安解消を目的としている。

9P：(施策項目 2) 安心して子育てができる環境の整備。

1 点目、組織体制を含めた子育て世代包括支援センター機能導入。基本方針と並行して様々な動きがある中で、包括的に子育て支援を行う必要があることを目的としている。

(施策項目 3) 生活困窮者への住宅支援の強化。

1 点目、ひとり親家庭等の民間賃貸住宅への入居支援。

2 点目、離婚直後等のひとり親への住宅支援。現在も市営住宅を活用して行っている。急に家を出なくてはならない状況の方への住宅支援を目的としている。

3 点目、空き家を活用した住宅支援の検討。自習スペースの拡大でも空き家を活用できるようにしているが生活困窮者への支援面でも活用をできるようにしていきたい。また並行して居住支援協議会が来月から始まる動きがあるので、それも踏まえて進めていきたい。

10P：基本的方向性 5「効果的に情報を発信し支援ネットワークを強化します」

(施策項目 1) 支援を要する子どもの情報集約と連携。

主な事業として、困難をかかえる子どもに関する連絡協議会等各種会議による情報の共有と連携。施策情報や個人情報保護の観点から既存の連絡会等の会議を活用して連携強化をしていきたい。既存の会議を活用するため、担当課は関係各課としている。

(施策項目 2) 全ての子どもに支援が届く情報発信と啓発。

1 点目、貧困に対する支援情報等を学校を通じて、全ての子どもに提供。学校のお便りを通じて情報を得ている親が多いため、学校を通じて全ての子どもに情報を伝えていくことを目的としている。

2 点目、市民に対する貧困対策に関する基本方針及び施策に関する周知及び啓発。基本方針の策定後は様々な手段を用いて発信をしていくが、相手に応じて工夫した発信を行っていきたい。

(施策項目 3) 相談機能と連携体制の強化。

主な事業として、庁内各課相互の困難をかかえる家庭の情報共有、支援へのつなぎ。生活が困難な方、その予感のする方を適正な課へ引継ぎできるようにしていきたい。これは特定の課で行うものではなく、全体に繋がるものなので担当課の欄は各課としている。

(施策項目 4) 関係職員の気づきを促す研修の実施。

1 点目、職員に対する貧困対策・自立支援に関する研修の実施。基本方針策定後、職員に向けた研修を行っていききたい。直接貧困対策として行っているものではないが、結果的に貧困対策に繋がる施策も多いため、そこに気づくことができるよう研修を実施していききたい。この研修は職員課とも調整が済んでいる。

2 点目、学校管理職研修、初任者研修、十年経験者研修における貧困対策の気づきと連携意識の醸成。学校の職員がいち早く子どもの貧困に気づくことが重要とこれまでの協議会でも議論を行ってきた。教職員にも市の職員と同様の研修を実施していききたい。

資料 2、拡充・新規事業の主なものは以上である。資料 3 はこれまでの協議会で示してきた従来の事業をまとめている。今回は時間の関係で説明を省くこととする。第 4 章、基本的な考え方及び対策の説明は以上とする。

■第 5 章

54P：様々な連携を行い子どもの貧困対策を総合的に推進していくイメージ図を載せている。内容は現在調整中である。例えば基本方針策定後の事業進捗の管理について第二回の協議会を立ち上げるのか、それとも別の体制の構築などは未定となるため、調整中のイメージを示している。

次第 1、「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」素案についての説明は以上とする。

協議会：阿部会長

それでは次第 2、意見交換を行う。

協議会：中間委員

素案は非常に分かりやすいと感じた。29P の注目ポイント欄内のコメントが見切れているので修正してほしい。9P で学力テストの結果を 4 層に分けているが、どのように分類しているか分からないので説明があるとよい。表やグラフのデータが日野市と東京都で混ざっている資料が多いため、どこの資料なのか分かるようにした方がよい。また 18P など数値を%表記していると数が少ない印象を受ける。グラフの母数がいくつなのか表記をすることで、読み手に分かりやすい印象を与えることができる

のではないか。

事務局：青木

29Pの見切れている箇所は修正を行う。全体的に誤字や脱字などは確認し、適時修正を行っていく。9Pの分布層については注釈を加えられるよう検討していきたい。18Pに関しては、東京都が日野市と調布市と墨田区と豊島区の生活実態調査を行い、当初は12月半ばで日野市に関連する集計は示すことができるとお伝えしていたが、全体の公表が遅れており、東京都が公表をする前に公に出せない経緯がある。そのために少しぼやけた表記になっている。母数は出せるよう検討を行いたい。

協議会：阿部会長

生活実態調査は日野市の全数調査になるので、回答率の問題はあるが母数は日野市の保護者と子どもの数が基準になる。

協議会：記野委員

15P、上段から4行目に「生徒からスクールソーシャルワーカーへの相談内容は」と記載がある。スクールカウンセラーは直接相談を受けるが、スクールソーシャルワーカーが直接相談を受けることはないため、訂正してほしい。

協議会：阿部会長

「生徒から」という文言を削除し「スクールソーシャルワーカーへの相談内容は」と訂正するというところでよいか。

協議会：記野委員

よい。相談内容はいじめよりも、登校の悩みに関するものが多いと思う。

協議会：阿部会長

相談内容の内訳に統計データはあるのか。

協議会：記野委員

担当課の横井課長に回答をお願いしたい。

協議会：横井委員

基本的にいじめは学校が個別に対応を行う重要なものであるため、スクールソーシャルワーカーが関与することはない。また直接の相談はスクールカウンセラーや教職員が受けるため、課題や家庭的な背景がある場合に学校からスクールソーシャルワーカーに依頼を行うことはあるが、直接相談を受けることはない。

事務局：青木

この箇所は担当課と事務局で確認を行いたい。

協議会：阿部会長

他に意見はあるか。

協議会：小黒委員

38P、相談窓口の利用率としてハローワークが挙げられているが、ハローワークは職業安定所のイメージであり、相談窓口のイメージがない。また文章からは子どもがハローワークを利用しているように感じてしまう。

協議会：阿部会長

子どもの保護者が利用している。

事務局：青木

職業安定所として相談を受けている。文章が分かりやすくなるように表記の修正を行う。

協議会：福田副会長

16P、スクールカウンセラーの配置学校数と人数の推移をグラフにしているが小学校だけのデータになっている。スクールソーシャルワーカーのグラフでは小学校と中学校を併せて載せているため、中学校のデータも載せるとよいのではないか。

協議会：阿部会長

他に意見はあるか。

協議会：今井委員

15P でスクールソーシャルワーカーの相談件数の推移が出ているので、16P でも同様にスクールカウンセラーの相談件数の推移を載せるとよいと思う。

協議会：阿部会長

資料2 に関しても、事業の解説や盛り込み案などの意見も頂きたい。

協議会：今井委員

資料2 の 4P で、朝食を欠食した児童生徒に対して軽食の無料提供とあるが、想像がつかない。

協議会：阿部会長

検討から行う新規事業案のため、詳細な運用方法は今後検討していきたい。

事務局：青木

運用方法から検討を行うが、足立区では実際に昨年12月から近い内容の施策を実施している。小学校69校のうち1校で月に1度、ごはんのみそ汁と鮭の様な日本の朝食をクラスの皆で食べて歯を磨くといった生活習慣を身につける括りでクラス活動を始められている例がある。個人を対象に行うといじめの原因となるため、クラスごとに行うよう非常に配慮している。食事は隣接している児童館で前日から用意をしている。地域の方々と協力して行っているためすぐには実施できないが、足立区では実際に行われている。日野市では実施できるかどうかという段階から検討を行いたい。

協議会：中間委員

資料2で示されている75の事業は5年計画の中で行う予定か。

事務局：青木

5年計画の中で行う予定のため、初年度で行うものや年度末に行うものも出てくる見込みである。実際に運用する上で様々なものが出てくると思う。

協議会：中間委員

市ではこの施策を具体的にどうするのか。例えば充実とはどのように充実をさせるのか、数を増やすのか、専門家を切り替えるのか、そういった作業が今後進んでいくという認識でよいか。

事務局：青木

よい。

協議会：中間委員

教員の負担の軽減はこれまでの協議会で議論されてきた。現在でも負担が非常に大きく大変なところにいじめ問題などが関わると教員の精神的な面でも非常に厳しい。しかし教員が子どもを一番理解しているので、教員が挙げたフラグを拾うことのできるネットワークを作りが重要になる。そのネットワークを構築しておかないと支援は繋がらない。また教員を増やすなど、定量として分かるようにしないと、5年後に振り返ったときに結果が分かりづらくなる。

事務局：青木

5年の計画期間なので、それぞれの事業がいつ実施されるかは状況によって変わってくる。また状況により事業の内容に多少の変更が生じる可能性はある。資料1、3Pで示している通り、市の中で様々な計画が並行しており、どのように行うと上手くいくか現在検討している。施策をどう実施するかの具体的な部分について、現在は定量として数値を出すことができないが検討をしている。

協議会：石黒委員

39P、下から4行目『「相談する窓口や方法が分からなかった」の相談先は民生委員・児童委員が最も多い回答で、』という記載と『「民生委員・児童委員」は相談したいと思ったことがなく、』という記載が繋がらないように感じる。

協議会：阿部会長

これは相談する窓口や方法が分からなかったのはどこか、というアンケートの回答として最も多かったものが民生委員・児童委員という結果を示している。相談をしたいが窓口が分からない、また誰が民生委員・児童委員なのか分からないという意味合いを含んでおり、加えて民生委員・児童委員に相談したいと思う人も少なく、相談をすることに抵抗があるという実態を示している。確かに表記は分かりづらいと思う。

事務局：青木

分かりやすいように表記の変更を行う。関連して、民生委員・児童委員の仕組みが分からない方も多いため、資料2の8Pに既存事業の拡充として民生委員・児童委員の支援と行政との調整を事業に加えている。事業では民生委員・児童委員の周知も行っていく。

資料2の8P、子育てパートナー事業の充実の担当課の欄が抜けているが、これは子ども家庭支援センターになる。

協議会：大島委員

資料1の8P、日野市の子どもの貧困率の算出方法は国が算出している方法と同じものと考えてよいか。

協議会：阿部会長

国の貧困率は日本全国の4万世帯程の所得等から抽出しているが、日野市の場合は税等の所得の全数調査により、市がさらに詳細な情報を保有しているため、日野市の貧困率の方がより詳しいものである。しかし所得の定義や貧困の定義は同様のため、比較をすることができる。しかし、算出時期に3年の隔たりがあるので景気の回復などが結果に影響していることは要因として考えられる。

協議会：大島委員

相対的貧困率を自治体単位で算出したことは画期的だと思う。都道府県単位で算出された前例などはあるのか。

協議会：阿部会長

沖縄県で算出した例がある。

協議会：大島委員

今相対的貧困率が算出されているのは国と沖縄県と日野市だけになるため、今後多くの地域に広がっていくことができたらよいと思う。日野市内のひとり親世帯の貧困率が低いのは、東京都独自の児童育成手当が効いている印象がある。提案になるが、ひとり親は離婚や死別などの積み重ねによるもののため、高校生程の年代が最もひとり親率が高いと思う。そういった視点が入ると良いのではないか。

協議会：阿部会長

確かに年齢の高い子どもほどひとり親率が高く、また必要な費用も大きい傾向にある。是非そういった視点も基本方針に入れていきたい。

日野市の育成手当の受給者数からある程度の推移は分かるのではないか。

協議会：本村委員

14P、注目ポイントの中で「ケースワーカーの適切な対応が必要です。」とまとめているが、その後にケースワーカーの支援に繋がる内容がない。15P、上部の下から2行目「関連機関の連携・協力によるサポート体制によるきめ細かい支援を行い」とあるが具体的なサポート体制が分からないため、先が見えないように感じる。21P、小学生と中学生の肥満データを掲載しているのは非常によいと思うが、男子小学生6年生の肥満率が1.9%にも関わらず、男子中学生1年生の肥満率が0.29%と大きく下がっているのは集計方法が異なるのか。女子生徒の数値も大きく下がっているため、データの確認を行って欲しい。

協議会：阿部会長

時系列でみると経済危機以降に肥満児の割合が増えている。食生活が悪くなっていることの表れかと思う。

他に意見はあるか。意見があればメールでも受け付けているため、事務局へ送って頂きたい。

最後に次第3、その他へ進む。事務局から説明を行う。

事務局：青木

数字や文言などの指摘は確認を行い、直すべきところは直すようにする。また分かりづらい箇所も直すようにしていきたい。また子どもの貧困対策の基本方針の中のポイントとしては違うのではないかという意見もあるため、もう一度精査を行いたい。

協議会には市民委員がお二人いるが広く市民の方から素案について意見を求めるため、スケジュールの関係で非常に短期間となるが2月1日～7日までパブリックコメントを実施する。パブリックコメントの実施は広報でお知らせする予定であり、ホー

ムページの掲載や書面を図書館や本庁に配布する予定である。

東京都が生活実態調査の結果を公表していないため、生活実態調査の結果が関わる項目は今回説明した内容とパブリックコメントでは内容が変わる可能性が大きい。調査結果を内部で取り扱うことは問題ないが、公表はしないように指摘されているため理解して頂きたい。また東京都の生活実態調査結果が遅れているため、本来は今回が最終回だったが来月に第6回協議会を行うことが決まっている。

事務局：中川

第6回協議会は平成29年2月24日金曜日10:30～
最終の素案の示しを予定している。

場所は防災センター内、災害対策本部室で開催する。
詳細は地図などを含めて後日お知らせする。

以上